

18歳選挙権がいよいよスタート!

選挙権年齢が平成27年6月の公職選挙法の改正により、これまでの「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられることとなりました。これにより平成28年6月19日以降公示される国政選挙(衆議院議員総選挙および参議院議員通常選挙)から18歳、19歳の人も「有権者」として投票できるようになります。選挙は皆さんの思いを政治家に伝えるチャンスです。これからの未来を創るのは今の若者たち。一人でも多くの方の意見を反映させるため、貴重な権利を放棄せず選挙に参加をしましょう。

■ 選挙管理委員会(千代田庁舎)

なぜ「18歳以上」に引き下げられるの?

少子高齢化が進む中で、未来の日本に生きていく若い世代に、現在そして未来の日本の在り方を決める政治に関与してもらいたいという意図があるからです。日本はいま、少子高齢化のために高齢者の人口が増える一方で若年層の人口が減っています。このため若年者の有権者数が少ないことになり、若年者の意見が国や地方の政治に反映されにくいこととなります。そこで、若い世代の意見がもっと政治に反映されるように選挙権年齢を引き下げ、より多くの若い人たちが選挙で投票できるようにしたのです。

誰に投票すればいいの?

投票する候補者や政党を選ぶには、選挙期間中に配布される「選挙公報」を読んでみましょう。また、候補者がブログやSNSで発信している情報をチェックしたり、日頃から新聞やテレビのニュースなどを見て、政治や社会のことを家族や友人と話し合ってみましょう。

投票日に用事があって投票所に行けないときは?

投票日に投票に行くことができない場合は、期日前投票という制度があります。期日前投票は、公示日または告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において原則、午前8時30分から午後8時までの間で投票することが可能です。本市の期日前投票所は次の3カ所です。【千代田庁舎期日前投票所・霞ヶ浦庁舎期日前投票所・中央出張所期日前投票所】

日本の未来をつくる
あなたの一票

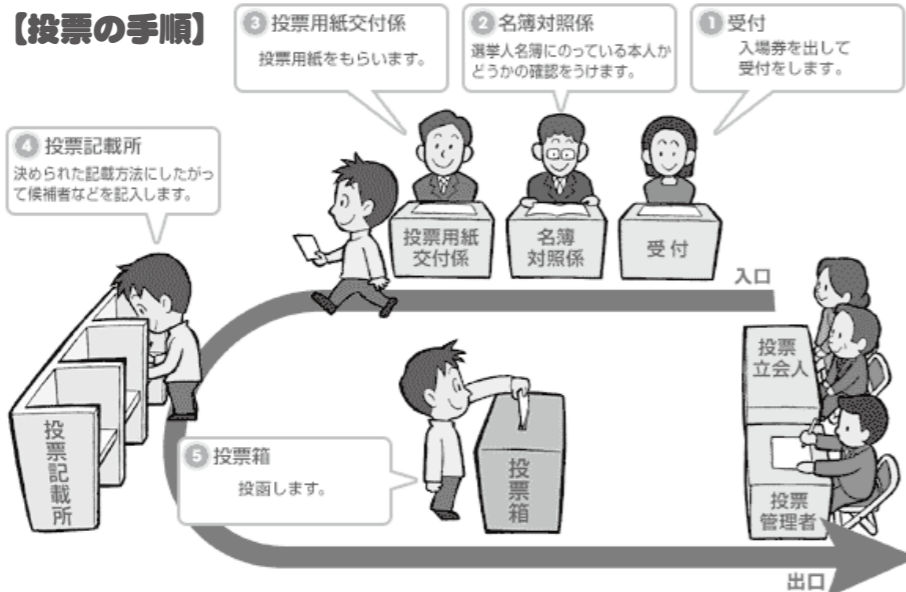


▲平成27年度に実施した中学生模擬選挙の様子



総務省の特設サイトでは18歳選挙権についてのさまざまな情報を提供しています。

18歳選挙権で
検索



6月は不法投棄防止強化月間



「自分さえよければ」の
身勝手な行動...

地球はごみ箱じゃない

茨城県では、不法投棄を防止し生活環境の保全を図るため、6月および11月を「不法投棄防止強化月間」として定め、各種パトロールや県民、事業者に対する啓発などを集中的に実施しています。本市におきましても、職員や環境監視員(警察OB)や不法投棄監視員によるパトロール、不法投棄撲滅に向けた啓発活動などを実施してまいります。

不法投棄とは
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条では何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないとされており、この規定に反して廃棄物を投棄することを「不法投棄」といいます。この規定は産業廃棄物に限らず一般廃棄物を含めた全ての廃棄物に適用されます。また、たとえ自分の土地であっても廃棄物を埋めたりすると不法投棄となる場合があります。

■ 環境保全課(霞ヶ浦庁舎)

不法投棄



不法投棄を見かけた場合には...

不法投棄やそのような行為を目撃した場合には、直ちに市や警察に通報してください。

▶ 不法投棄 110番(フリーダイヤル)

いつもみんなでむらなく みはれ

0120-536-380

※休日や夜間は、最寄りの警察へ

○ 通報の際には、次の事項をお知らせください。

- ・ 発見日時(○日前から、○時ごろなど)
- ・ 発見場所(所在地、所在地がわからない場合は、進入路や現場確認の際の目印など)
- ・ 現場の状況(廃棄物の種類、コンクリートから、内容物不明のドラム缶など)
- ・ 廃棄物のおおまかな量(縦、横、高さ、ダンプ何台分など)
- ・ 周辺環境への影響(におい、汚水など)
- ・ 行為者に関する情報(出入りしている車両のナンバー、台数、会社名、行為者の風貌など)
- ・ 土地に関する情報(土地の所有者、わかる場合は連絡先も)
- ・ 通報者の氏名、連絡先(通報された方の個人情報や、外部に知られることはありません。)なお、通報は匿名でも受け付けています。

※不法投棄を見つけても、危険ですので、無断で私有地に立ち入ることや、写真を撮影したり、注意したりは絶対しなさいでください。必ず通報をお願いします。

不法投棄は重大な犯罪

ごみの不法投棄は、法律に違反した犯罪行為で、個人の場合は5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、法人の場合で悪質なケースはなんと3億円以下の罰金が処されます。不法投棄をするためにわざわざ離れた所まで車を出し、人目を気にしながら捨ててくる...。ちょっとした処理費用を浮かせるためかもしれません。その手間や心理的負担、さらに、懲役や罰金のごみを考えれば、正規にごみを

不法投棄などを防ぐために

不法投棄は、美観を損なうだけでなく、悪臭や汚染、さらには災害に発展する危険性を含んでいると同時に、その手口も年々悪質・巧妙化しています。こうした現状を知っていただき、「地域の目」で監視し、市民の皆さんと行政とが一体となって不法投棄撲滅を図っていきたくと考えておりますので、ご協力をお願いします。

処理した方がはるかに簡単で安く、また安心できるはずです。